

# HAND IN HAND

はんど いん はんど

逐次刊行

昭 61.4.

国立婦人学  
研究所

## 〔仕事したい人、この指と一まれ〕

■家事が大嫌いだったというYさん。今では家政婦としてバリバリ働いています。高給取りです。「最初は、洗濯と掃除だけと逃げ腰でね、でも、料理が下手な分、他でカバーと思って、休みの日は図書館で家政学の本を読んで勉強したの」そして誠心誠意つとめて、そのうち、老人から「いもの煮っころがし作って下さい」といわれれば、料理書と首っ引きで作り、おいしいとほめられれば、またレパートリーを増やして……。[いつのまにかね、家事が苦痛じゃなくなってきたのよ]というYさん。それもそのはず、「結婚してる時はただ働き。今は十分な報酬がもらえるんだもの」

■今月号から久々に金住先生の財産分与の話が再登場しましたが、家事労働が正当に評価されてないから、離婚時の財産の清算において妻が不利なうえに、主婦の家事嫌いという現象まで生んでいるのではないのでしょうか。

■それはともかく、みなさん、この家事労働をお金に換える努力をしてみませんか。知人の話ですが、離婚して幼い息子を抱えて困っていたら、実家の両親が田舎をひきあげてきて一緒に住んでくれることになった。それから十年、その両親が年老いて病気がちで食事の支度もままならない。稼ぎ手である彼女が勤めをやめることもできず、家事サービスを頼んだそうです。週に五回、一日二時間で買物をして夕飯の仕度までというサービスで、おかげで家族四人、栄養満点とか。買物だけとか、子供の保育園の送り迎えとかのサービスを受けている人もいます。

■みなさんの中で、主婦業をいかして仕事にしたいという方、どしどし事務所にご連絡ください。サービスを受けたい人も大勢いるので、早く仕事として軌道に乗せるお手伝いをしたいと思っています。 円より子

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚—それは旅の半ばのひとつの出来事。新たな旅立をした女たちはいま手をとりあい、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。ハンド・イン・ハンドは生きやすい社会をめざし、支えあう女たちの流木である。

第60号 200円

【発行日】1986年4月1日

【発行所】現代家族問題研究所  
東京都渋谷区神宮前3-33-2-202

〒150 電話 03(402)7354

【発行・編集人】<sup>東京都</sup>円より子

# 60

座談会特集

私たちの「とらば一ゆ」



就職・転職に関する情報がほしいというご意見がこのところ多く寄せられています。東京に住む会員の方が集まっていたいただき、転職のきっかけや現在の仕事、将来への抱負を語っていただきました。  
(三月十日・円より子事務所にて)

現在のお仕事は？

私が勤めている会社はアメリカからの輸入農産物を日本国内に広くアピールする事を業務として、私はそこで経理の他に総務と秘書の仕事をしています。

実際に二つの会社の経理を担当して毎日プロモーション予算の大きな数字を扱っています。

勤務時間は私が勤め易い九時から五時までにして休みは日曜の他毎土曜日という原則でしたが、経理のポリシームが脹らんで来てここ一ヶ月位は隔週土曜日は出ています。仕事の性格上五時に帰るのは無理で残業となり、時には11時近くまで残ります。その分お給料は圧倒的に良く、この歳でキャリアもなく子供を抱えている女性が買っているお給料以上だと思いません。しかしその分時間を買うよう

な意味で、ベビーシッターをお願いしています。

私は今、家政婦をしています。時間は訪問する家庭により違います。時間が九時から五時です。時給千円で収入は働いた時間により変わって来ます。休みは日曜です。

司会 仕事の内容は？

お宅によっていろいろで、料理もお昼だけをこしらえたり、夕食の用意もしたり、掃除だけすれば良かったりします。

お昼休みにしてもゆっくり休んで下さいとおっしゃいますが、仕事控えている気分になれません。あとお茶の時間に15分位休むだけでほとんど立ちっ放し、終わった時は疲れますね。

司会 今、何軒の仕事をお持ちですか。

週三日のお宅が一軒、週一

さん・三十代

輸入農産物の販売促進会社で経理と秘書をやって一年。前の会社で実務の心構えを得た。本格的な経理は初めて。今、仕事がおもしろい。

日のところが三軒。空きがあったら来て欲しいと呼んで下さるお宅もあるのですが、当分これで一杯です。

私も経理をやっています。会社はスタイリストの小さなオフィスなんです。私が入るまで正式な経理をしていませんでした。ですから何もなくて、残っているものは未払い金ばかり。私もお金がないのに会社行ってまでお金の心配しなくちゃならなくて今、憂うつなんです。勤務時間は十時から七時まで。仕事の量は少ないですが、土曜も七時までなので月二回の土休をいただく事にしました。経理は夫の経営する会社で十年間、門前の小僧で覚えたのが役に立っています。

その仕事に就いたキッカケは？

知人からの紹介です。お給料はまあまあですが、紹介という事で細かいところまで聞けず勧めたら社会保険もなく、ボーナスも出ないんです。

家賃が高いのでアルバイトをしたいと思うのですが、毎日七時までの仕事ではちょっと無理だと...



私の場合子供の病気や調停の都合で仕方なく欠勤が続き、それと会社側の事情もあって前の勤めをクビになりました。一晩泣いて翌日職安へ飛んで行き、職業訓練校で経理を身につけて就職しようと考えていたら今の会社のお話が出てきてとても悩んだんです。

そんな時に職安の担当者から「知識はあっても経験がなければその年齢で雇ってくれるところはないですよ。今、来て欲しいと言う会社があるのなら(訓練期間の)半年間待つことなどないでしょう」と、アドバイスと励ましをいただいて考えを決めました。

私は勤めていたところの社長と相性が悪く、一生懸命に働いても全く認めてもらえませんでした。そんな時、ハンドの新年会でさんにお会いして家政婦の仕事に就いたという訳です。とても良かったと思っています。

私、以前は保険の勧誘をしておりましたが、長く続けて行け

そうにないと思って辞めました。とにかく恥かしさが先に立っちゃうんですよな。

「こんにちわ。」と話かけるのも初めは思い切ってやりましたけれどあんまり歓迎されない職業だなとつくづく感じて……。

パンフレット以外はすべて自前です。働いても経費になって出ていってしまいます。

司会 上手にやっつてすぐ稼いでいる人はおつきあいの点などでもても気を使っているようですね。

そうですね。私にも経験ありますが、またそれだけ投資しないと出来ない仕事だと思いますよ。司会 皆さんその時あったお話をうまく乗ったご様子ですが、

**実際に働いて感じたことは？**

前にいた会社で昔気質のおじいちゃん先輩に経理に携わる者

**さん・五十代**

派遣家政婦として熱心な仕事ぶりが訪問先に喜ばれ、毎日がほぼ専風の形。

生命保険の外交を五年間やっていた。

の心構えをしつかりと叩き込まれた事が今、とても役に立っています。他人の目には私は経理みたいな地味な仕事は性格が向いていないと映るらしいんですが、数字を合わせるのって意外におもしろい。

今の会社には税理士の先生もいるし、覚えておきたい事も多くて私、自信を持って仕事しています。

司会 すると今のところエキスパートになれば、たとえ会社がダメになっても一生やっていける特技と自信がつかえますね。

そうなんです。商店主の人は帳簿見るのも嫌だっって人が多いから2、3バイトをしてみたらと税理士に薦められました。年をとったら自宅で帳簿ひろげて一人分の生活費くらい稼げるようになりますよ。

私、家事は苦手で初めのうちは苦労しましたが、誠意を持って働いて頼み易い家政婦になろうと努力して来ました。料理がダメだったのが今では私が夕食を作りに行く日は家族全員が集まるというお宅もあるんです。若い人があまり作らない家庭料理をこしらえるのでとても喜ばれて、それが私の励みになっています。

**さん・四十代**

昨年十月からスタイリストのオフィスに勤める。経理を含め全般。仕事は楽、しかしやり甲斐が欲しいと思う。

生命保険の勧誘をやった事がある。

しかしよそ様のお宅のカギを預けるのですから、人のおつき合いには慎重になってしまいます。派遣先のお宅でもそれを警戒するんです。

司会 家政婦の方の年令はどのあたりですか。

若い人が多いですけど、訪問するお宅が年長者を好むところもあるし、障害にはなりません。仕事先ではブライドを持って働いておりますが、人に聞かれても家政婦をしている事はやはり言いたくありませんねえ。

健康であればいつまでも続けていきたいと思っています。知らないうちに新聞の家庭欄に目が行くのも、訪問先で喜ばれるのがとてもうれしいからでしょう。

私の場合、撮影現場で皆が遅くまで働いているのに一人楽な仕事をしてお給料いただいで、会

社が苦しいのをよく知っていますから肩身が狭いんです。暇なのは結構ですが、忙しくとも必要とされる仕事に就きたい。やり甲斐が欲しいです。だけどそれを求めたら生活していけなくなる、ここにギャップを感じますね。

☆ ☆ ☆

(編集部からの感想)

仕事を続けていくにはストレスの発散がやはり大切。体を動かすのもいいし、自分の考えを吐き出せるような相手がいれば気持ちに余裕が生まれますよね、などと話し合いながら、安心して心を開ける存在が必要なんだと、つくづく思いました。

転職や現在の仕事にしても、全力投球できるのは影でそっと支えたり応援してくれる人達がいたからだったんだと、改めて感じ入りました。

やりたい仕事の前に立ちほはだかる年齢という壁、資格や経験というギャップを打ちくだくのは難しそう。でも本人のヤル気次第で、道は開けて行くのだと感じ取りましたが、皆様はどうお考えになりますか。(文責・秋池)

#### 第四期カウンセリング研修会

大雪の日も参加するし、風邪で寝込んでいても、研修会に出ないと落ちつかないという人など、今、第三期の研修会は熱気にあふれています。

火曜日コースと水曜日コースの二クラスあわせて約三〇名の勉強熱心な人たちが、土曜日の電話相談の現場に参加するのも間近でしょう。楽しみです。もちろん、電話相談のためというより、自分の心のシェイプアップのために参加している人もいて、この研修会はどちらの目的も十分満たしてくれています。

続けて第四期を受ける人も大勢いますが、新たに参加したい方のために、また充実したプログラムを企画しました。どうぞご参加ください。

#### 内容詳細

- 期日 五月二一日(水)から毎週水曜日の午後七時~九時
- 教室 表記の円より子事務所
- 費用 一万八千円(全八回の講義と二回の実地訓練、それに資料を含む)

#### ■プログラム

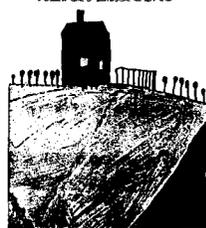
- ①五月二一日(水)福山和女「社交会話が治療か」
- ②五月二八日(水)宮 淑子「夫婦と性」
- ③六月四日(水)福山和女「危機介入的相談」
- ④六月一日(水)宮 淑子「開かれた性関係」
- ⑤六月一八日(水)福山和女「電話相談の失敗や誤解」
- ⑥六月二五日(水)金住典子「家族と法律Ⅰ」
- ⑦七月二五日(水)福山和女「いたずら、沈黙話者」
- ⑧七月九日(水)金住典子「家族と法律Ⅱ」

#### ■講師紹介

福山和女先生(日本社会事業大 学・ルーテル大学講師。国立精神衛生研究所で家族療法を行う)  
 宮淑子先生(教育問題と女性問題のフリージャーナリスト。著書に「セクシュアリティ」、「ドキュメント・性暴力」他多数)  
 金住典子先生(弁護士、婦人協同法律事務所代表。ニコニコ離婚講座、ハンド・イン・ハンドの会顧問。著書に「女性のための法律教室」他多数)

#### BOOK

世紀をひらく児童の権利保障  
 児童扶養手当制度を考える



#### ■世紀をひらく児童の権利保障

おなじみの金住典子弁護士や円より子らの自費出版ともいえるこの本は、児童扶養手当の改善をきっかけに、今後必ず出されるであろう改善に反対し、離婚や未婚の母と子供たちの権利について考えた本です。世間の偏見に悩んでいる方も、子供に負目をもったと思う方も、これから離婚するにあたって子供にどう対処すべきかと思う方も、ぜひぜひ一読くださいますよう。ハンド・イン・ハンドのみなさんによる座談会も載っています。

なお、大幅な製作費が借金として残っていますので、できる限り、こちらの事務局を通して購入してくださいと幸いです。

書店定価二六〇〇円を三〇〇円の郵送費込みで二三〇〇円です。電話またはハガキで申しこんでくださいれば郵送します。代金はその時、同封する振込用紙でお願いします。

「女性と財産分与」

⑨

弁護士 金住典子

民法七六八条の歩み

そのVII

昭和二年に発表された、臨時法制審議会の「第一号決議」（「民法改正要綱」）は、昭和八年の「民法第四編改正案」にそつて、

「民法第四編改正案」にそつて、つぎのように修正されました。

「離婚したる者の一方が資力に乏しい場合に於ては、相手方に対し相当の生計を維持するに足るべき財産の分与を請求することを得。但し、離婚がその者の責に帰すべき事由に因る場合はこの限りにあらず」

「前項の規定による財産の分与については、家事審判所は、当事者の資力その他一切の事情を斟酌し審判をもつて分与をなさしむべきや否や及び分与の額並びに方法を定むることを得」。

さて、この修正案は、昭和一八年、「人事法」という形でまとめられ、その九四条において次のように改められました。

「離婚した一方が資力に乏しい場合に於ては、相手方に対し、相当の生計を維持するに足るべき財産の分与を請求することを得。但

し、離婚がその責に帰すべき事由に因る場合はこの限りにあらず」

「第一号決議案」と同様、これらの改正案は、次の点に特色があります。第一に、扶養給与義務者の「過失」の有無に關係なく、経済力のある者がない方に対して、離婚そのものの不利益を救済させることをめざしたこと。その限り

で無過失責任を認めたこと。しかし、請求者が有責であるときは、請求を認めていないことに注意する必要があります。

第二に、これまでの法案では、「扶養」という表現が使用されていたのが、「財産の分与の請求」とか、「相当の生計を維持するに足る」という新しい表現を採用し

「扶養」から「財産分与」へと一歩前進し、戦後の法案にひき継がれる下地ができたわけです。

けれども、「第一号決議案」が、「相手方は原則として扶養をなすことを要する」となっていたのを、以上の修正案では、いずれも「請求することを得」となっているこ

とは問題です。当時の家族制度のもとで、女性の方から離婚さえ言い出しにくいのに、「ほしければ請求してもよい」と言わんばかりの表現では、敢えて請求する女性

は翌年五月三日）ました。この憲法改正作業と並行して、昭和二十一年七月二日、内閣に臨時法制調査会、司法省に司法制度審議会が設けられ、「憲法の改正に伴い、制定または、改正を必要とする主要な法律について、その法案の要綱を示すこと」になりました。

このことは、戦後の民法七六八条「財産分与請求権」が、女性たちの手でどんどん権利行使されるまでに、どれほどの時間を要したかを考えてみると一層明らかです。

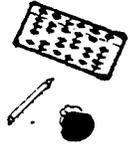
昭和二十一年七月二〇日の民法改正要綱案（幹事案）第八には、「離婚に因る扶養義務」、「離婚したる者の一方は相手方に対し、相当の生計を維持するに足るべき財産の分与を請求することを得る。この財産の分与については、裁判所は当事者双方の資力その他一切の事情を斟酌して分与をなすしむべきや否や並びに分与の額及び方法を定むることとする」という項目が設けられました。

「分与」という表現とともに、戦後もおお、差別社会の中で、男性に従属して生きることを余儀なくされた女性たちは、新しい女性の権利のための条文を、当り前というようにはなかなか考えられず、「恩恵的」なものとして受けとめることを強いられてきたといつてよいでしょう。

この表現は、さきの大正一四年の臨時法制審議会の「第一号決議案」の「将来生計に窮するもの」と認めるときは相手方は、原則として扶養をなすことを要するものとし……と比較しますと、家父長的家族法から戦後の民主的家族法の下で制定された、七六八条の条文へと移行するまでのちょうど中間的性格をもっているといえます。

けれども、このようにすすめてきた、民法改正審議も、その後、第二次世界大戦の激化に伴い、自然消滅して、ついに、戦前においては、日の目をみることはありませんでした。

さて、敗戦に伴い、戦後処理の過程で、新しい民主憲法が、昭和二十一年十一月三日公付され（施行



(30) 宮城県・Yさん

家族構成

私 三八歳

パンケットコンパニオン

長男 十五歳 中学校三年生

母 七一歳

住居

結婚生活から住んでいた持家

ただし母の名義

六畳が五部屋、台所、風呂

経済からみたYさんの生活

六年前に協議離婚をして現在に至っております。養育費も慰謝料もない離婚です。

昨年八月まで八年間菓子店に勤めていましたが、時給四二〇円の日給月給ではどうにも生活が維持できなくなり、やめました。

条件の良い所を二、三探してみましたが歳も歳ですし、特技も能力もないので皆落ちてしまいました。今の仕事は夜が多いので悩み

家計簿内訳

〔収入〕		
給料(手取り)		200,000円
母より		20,000円
	+	220,000円
〔支出〕		
家賃(税金を月になおすと)		5,000円
食費		50,000円
電話代		3,000円
電気代	夏・冬平均に	10,000円
ガス代	すると	14,000円
水道代		2,000円
教育費		16,500円
保険		13,000円
雑費		3,500円
交通費		5,000円
健康保険		5,000円
国民健康保険		13,000円
被服費		10,000円
仕事		30,000円
貯蓄		40,000円
	+	220,000円

ましたが、この春には高校へ通う長男の入学金・授業料等を考えるとのんびりしてはいられません。

収入は一応二二万円としてありますが安定しておりません。

母から毎月援助の二万円は決まっています、仕事からの収入は九月が十五万円、十月は二五万円、十一月は二〇万円と言った具合にまちまちです。平均して二〇万円位でしょうか。

以前より母と住んでいましたから特に家賃はかかりません。税金は私が支払います。

前の勤めでは社会保険に入っておりませんが、今は国民健康保険だけで国民年金は休んでいます。

来年から掛けようと思います。教育費について、給食は免除にしていたのでありますので諸経費三千円と、学習塾七千円、エレ

クティーン教室六千五百円の出費に

なります。

光熱費は他の人より高いようすが仙台は寒いので冬場は灯油、ガス、電気代がとてまかかります。老人と一緒にです。なのでおさらです。

トイレは下水道直結ではなく、浄化槽なので維持管理費として年間三万五千円ほど出ていきます。仕事費とは仕事に必要な髪の手入れや交通費の事です。

病気の場合に入院費用を賄えるよう、死亡時の保障は少ないですが疾病用の生命保険に加入しています。この他に火災保険が年掛けで一萬二千円あります。

児童扶養手当は将来に備えて学資保険にまわす他、子供に少々障害がありますので、治療費に当てています。

さて仕事の内容ですが、市内外のホテルでパーティーや宴会のアシスタント等、お客様にサービスをする仕事です。気を遣いますが、それなりにやりがいがあります。ボーナスがないので少々不安ですが、同じ様な立場の人が多いため、励まし合って子供の学業が終わるまでは頑張っていこうと思います。





青森の会員は何人？

青森県・

身も心もはずむ春を迎えることができませんでした。去年はまだ暗かったです。これもスタッフの皆様の励ましと、会員の方々のフアイトに元気づけられているからだと思っています。

ところで、青森の会合というのはないのでしょか。青森には何人位の会員の方々がいるのでしょうか？できることなら会って情報交換等したいと思うのです。



青森県の購読会員は現在五名です。

只今、別居、失業中

東京都・T

厳しい現実と甘かった自分を実感する毎日です。とにかく夫と別居中の今は、パートでも何でも仕事をすること、そして人生に再度挑戦し心理的離乳のできない私はまだまだこれから泣きそうですが、先日伺った離婚講座はとて励ましくなりました。そして離婚問題を知れば知るほど、女性が身動きできない世の中の仕組みに啞然としています。

将来よりも今が青春

福島県・

女兒二人を引きとつての再出発から二年の月日が過ぎました。親と同居しておりますので、生活の方は何の心配もなく過ごしており、恵まれていると思います。実感として女手一つの生活は将来やはり不安があり、夜中に眼がさめ考えしてしまうこともあります。今現在のことだけを考えるようにしています。なるようにしかならないで

すものね……。四月からは上の子が小学一年です。入学式を子供と共に楽しみにしております。せっかく自由になれた身、これからは思う存分、青春を楽しみたいと思っています。

人と比較しても仕方がない

福岡県・K

冬来たりなば、春遠からじ。私の好きな言葉です。

離婚不受理届の更新手続を三回もし、市役所の担当職員と顔見知りになったりして、まだ別居中なのに、しかも調停委員の方にさとされても一円の養育費も送らない夫のことを思うと、ついつい二人、三人の子供に恵まれ、一戸建てやマンションを購入し、ご主人と仲よく暮らしている友人を見ると、自分と比較してしまつてミジメになつてしまつたりもしますが、一番の被害者は今安らかな寝息をたてて眠っている長男なのだと思つと、暗くなつてばかりはいられませんが、なんとか頑張ります！

先日の土曜日一〇番では、十時過ぎにお電話してしまつたのに

もかわならず、親切に相談にのつてくださったカウンセラーの方、本当にありがとうございます。

今年の目標——積極的に友達づくりを

離婚後一年、娘とともに幸せな日々を送っています。まだ人間不信的な気持ちがあり、新しい人とかかわりに億病になっている自分をどうにか越えてゆかなくてはと、積極的な生き方を今年の目標にしました。二才の娘と一緒に遊べるような方とお友達になりたいと思つています。大変な方も多いでしょうが、母親としての幸せを共に体験できたらと思います。

店長及び販売員募集

洋菓子製造販売会社「ベルン」にて、都内デパート勤務の店長及び販売員を募集しています。店長三三〇四〇歳で一六一一八万。販売員二〇〜三五歳で一三一〜一六万。ぜひご応募ください。問い合わせ・〇三七一四一八二二一・人事課・小長谷節子

土曜日一一〇番 Q & A

(〇三二四〇二一四三八五、七三五四)

毎週土曜日の一一〇番がスタートしました。三月八日は六人のカウンセラーが交代で皆さんからの電話に接しました。どうぞ、どんなことでもお電話ください。

■別居中の子供が病気

Q 別居して四ヶ月になります。夫の浮気と、なれば暴力という生活に嫌気がさして、子供を連れて出たんです。

A 子供さんのお年は？

Q 三歳の女兒と五歳の男児です。

A どうやってくらしているの。

Q はい。実家の父がまだ元気で働いているので、自分、みてくれるというので、住むところとお金の心配はないのですが、二人の子が小さいので、しょっちゅう病気に困るんです。健康保険が使えないで。

A 持って出なかつたのですか。

Q ええ、着のみのままです。健康保険証や洋服を渡してくれといつたのですが、全然、返事もなくて。

A 夫がすんなり保険証を渡してくれないとか、別居用のもう一通の保険証を作る手続きや、国民健康保険に入るための離脱証明の手續

きもしてくれないとなると、会社には直接頼むか、家裁の調停に出すしかありませんね。

Q 会社に言うのと、絶対離婚してやらないって……。

A つまり、離婚や別居を知られたくないし、できれば離婚もしたくないというのが本音なのでしょうね。それなら、会社にはいわないから、保険証くらい貸しなさいと出させるのも方法だし、それより家裁の調停に出して話しあつたらどうでしょう。

Q 離婚の調停には出てこないと思うんですが……

A ですから、夫婦関係の円満調整ということで出して、別居中というりあえずの洋服や健康保険証等を渡してくれるよう頼むのです。費用も出してくれるよう頼むのです。離婚したくない場合は、たいていOKしますし、そのうえで、二人の関係についてじっくり話しあつたらいかがでしょうか。

いずれにしても、子供のための健康保険証も渡さないのは、かなりこじれているわけで、こちらも誠意をもって対応しないと、いい解決は望めません。

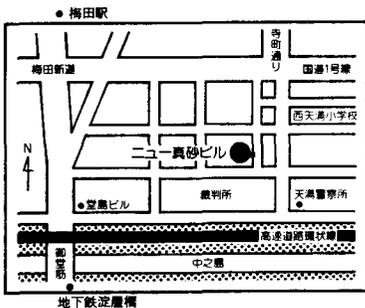
■大阪ハンド・イン・ハンドの会が新しくなります。

今までニコニコ離婚講座の形をとっていたので、購読会員相互の親睦を深める場がなかつたのですが、今後、偶数月に講座を、奇数月(第二土曜の午前十時半〜十二時半)に会合を開きます。

会合の場は竹川幸子弁護士事務所です。五月は十日。東京から円より子も参加します。地方の方もどうぞ。定員十数名です。毎回、電話で予約してください。

所在地は大阪市北区西天満四一六一二八ニュー真砂ビル四階。☎〇六一三六五一一六八〇。地下鉄御堂筋線淀屋橋下車徒歩七分です。

■この会合と講座の手伝いをしてくださる方を募集しています。竹川事務所へご連絡を。



編集後記

★金住典子弁護士の「女性と財産分与」の連載が十六ヶ月ぶりに再登場しました。乞うご期待。金住先生頑張ってください。(円)

★ハクシヨン、ハクシヨン、ハクシヨン、春ですネー。寒さの中にも確実にアレルギー性鼻炎の気配は漂っています。春といえど恋の季節ですが、二月に行なつた男性を加えての会合、皆さんから「どうだった？」との声が多かつたのですが……。ハンド・イン・ハンドの会合では当分の間女性のみでワイワイ、ガヤガヤ楽しくやってゆきたいと思えます。というのが私からのお答えです。(橋本)

★宮島さんと入れ替わりに編集に加りました秋池です。

机に向い、いさ書く時になると布団で泣き出す子供たちとのささやかな戦いが始まりました。どうぞよろしくお願いいたします。(秋池)

★春合宿、大雪に降られて帰れずに二泊となりました。楽しかった詳細は来月号に。(円)



第75回ニコニコ離婚講座

四月二十六日(土)午後一時半～四時半。日本社会事業大学地下〇一教室(国電原宿駅下車徒歩五分、東郷神社隣)円より子の「家庭内離婚と子供」と金住典子弁護士の「離婚に必要な法律と知識」などをどうぞ。参加費一五〇〇円。要予約。〇三三四〇二七三五四

会合のお知らせ

★東京の会合 四月一七日(木)午後六時半より、表記事務所にて。テーマ「主婦業をビジネスにする法」参加費一〇〇〇円。(夕食代含む)ふるってご参加ください。前日までに電話で予約を。  
〇三三四〇二七三五四 橋本  
★大阪の会合 四月一二日(土)午後一時半より大阪府文化情報センター(住友中之島ビル五階)にて離婚講座。詳細は九頁をご覧ください。

★横浜の会合 四月六日(日)油壺へハイキングに行きます。午前十時京浜急行金沢文庫駅(進行方向一番うしろ)集合。お弁当持参のこと。子供連れ歓迎します。ぜひご参加ください。(雨天中止)

バザーのお願い

五月三日(土)バザーを開催します。子供服・婦人服・絵本おもちゃ・日用雑貨品等、不要になったものがあつたら、ぜひ送ってください。五十円、百円等の超安値で出すので、毎回大好評。バザーの時間は午後一時から四時まで表記の事務所にて、なお、地方の方で、こんな物がほしいとハガキで言って下されば、ある場合はお送りします。

振込通信欄から

★毎月楽しみに待っています。顔も見えない方達の記事ですが、なんだかとても身近な方達ばかりのような気がして、お友達からお便りをいただいた時のように、ホッとするような気分です。離婚準備はいただいております。離婚準備は梨のつぶ手で何の進行もありませんが、気にしないことにしました。

★子供がいらない人の特集もしてほしいです。 東京都・U 青森県・N

★早いもので離婚して二年たとうとしています。あの時、まだハイハイしかできなかった息子も今では三輪車に乗って、ロマンチックーなんて歌っています。「ブルートレインに乗ってデイズニールンDに行こうね」を合言葉に今日も元気で頑張っています。大分県・N  
★児童扶養手当が月一万円減らされてしまいました。今春高校入学の一児をひかえていますので、これからが経済的にはきびしくなってくると思されるのですが、頑張ります。寮母としての仕事はきびしく、住み込みなので日常生活も気を使いますが、経済的にはこ

れしかないと思っています。

神奈川県・T

★今、養育費値上げの申し立てをしています。申し立てて丸二年になろうとしているのに、相手方の家裁が田舎なので、子供の権利ということへの理解がなく難航しています。厚生省研究会提言の養育費負担の規定の現実が早く決まってほしいものです。福岡県・A

購読料について

一月一日より購読料が変わりました。

- ①一年間三〇〇〇円(送料共)
- ②二年間まとめて前払いしてくださる方には、二年分、六〇〇〇円のところを五〇〇〇円に。
- ③出世払いもしくは免除

どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出てください。それぞれ出費が多く大変ですが、期限切れの通知の入った方、またはこの折りにという方、いずれもご都合のよい方法でどうぞ。

(振込先)各地の郵便局にて  
東京一四一―二〇五四―二  
ハンド・イン・ハンドの会